#### 資料３　事務決裁規則（例）

定款例第24条にいう理事長専決事項を定めた規則例です。

加えて、昨今の法人組織の多様化に対応するため、理事長と業務執行理事との分担執行に関する定め（定款例第17条第２項参照）と、理事長から契約担当者への委任に関する定め（経理規程例第71条参照）も、本例では盛り込みました。

|  |
| --- |
| **35頁に収録した全国社会福祉法人経営者協議会のモデル定款細則第23条には理事長の専決事項が定められていますので、それに従った定款細則を制定した場合は、重複して本例による規則を制定する必要はありません。ただし、第３条（業務執行理事の分担執行）の内容についてはモデル定款細則に定めがないので、別に理事会で決議する必要がありますからご注意ください。**  **また、第４条（契約担当者への委任）の内容についてもモデル定款細則には定めがないため、別途、経理規程やその細則などで規定したり、辞令で委任範囲を明確にするなどの措置をとってください。** |

**社会福祉法人○○会　事務決裁規則**

（趣旨）

第１条　この規則は、定款第24条に規定する理事長が専決できる事項（以下「専決事項」という。）について必要な事項を定め、併せて専決事項のうち定款第17条に規定する業務執行理事が分担執行する範囲及び経理規程第71条に規定する契約担当者に委任することができる範囲について必要な事項を定めるものとする。

（専決事項）

第２条　理事長の専決事項は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会において決議し、また社会福祉法第45条の16第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第１項各号に該当する取引は、理事会の承認を受けるものとする（注②）。

(1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関する事項

ア　保育士、相談員、看護師など直接処遇職員並びに調理員、事務員の任免・昇格等

イ　統括会計責任者、会計責任者、契約担当者、出納職員、予算管理責任者及び固定資産管理責任者の任免

(2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事項

(3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本法人に有利であると認められ又はその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

(4) 設備資金の借入れにかかる契約であって予算の範囲内のもの

(5) 工事請負や物品納入等の契約のうち軽微なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　日常的に消費する給食材料の購入 | 契約額（月額） | 50万円以下 |
| イ　　　　〃　　　　消耗品等の購入 | １回あたり契約額 | 30万円以下 |
| ウ　施設設備の保守管理契約 | 〃 | 100万円以下 |
| エ　施設物品の修繕等 | 〃 | 100万円以下 |
| オ　緊急を要する物品の購入等 | 〃 | 160万円以下 |

(6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　基本財産以外の固定資産の取得及び | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
| 改良のための支出 |  |  |
| イ　基本財産以外の固定資産の処分 | 取得時等の金額 | 100万円以下 |

(7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　損傷その他の理由により不要となっ | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
| た物品の売却又は廃棄 |  |  |
| イ　修理しても使用に耐えないと認めら | 取得時等の金額 | 100万円以下 |
| れる物品の売却又は廃棄 |  |  |

(8) 予算上の予備費の支出、流用に関する事項

(9) 入所者及び利用者の日常の処遇に関する事項

(10)入所者の預り金の日常の管理に関する事項

(11)寄附金の受入れに関する事項。ただし、寄附金の募集に関することは専決できない。

（業務執行理事の分担執行）

第３条　専決事項のうち、下記のものは業務執行理事が分担執行するものとする。この場合、当該専決事項は、理事長が決裁せず業務執行理事が決裁する。

一　○○拠点区分を分担する業務執行理事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前条第二号に関すること | ○○拠点区分の事務の全部 | １か月ごとに報告  （注③） |
| 前条第五号○、○及び○に関すること | ○○拠点区分の事務のうち、１回の契約額が30万円以下のもの | １か月ごとに報告 |
| 前条第六号に関すること | ○○拠点区分の事務のうち、取得時等の金額が50万円以下のもの | 直ちに報告 |
| 前条第七号に関すること | ○○拠点区分の事務のうち、取得時等の金額が50万円以下のもの | １か月ごとに報告 |
| 前条第九号及び第十号に関すること | ○○拠点区分の事務の全部 | １か月ごとに報告 |

二　△△拠点区分を分担する業務執行理事

―（表の例、略）―

２　業務執行理事は、分担執行する専決事項について決裁したときは、前項の表に従って理事長に報告しなければならない。ただし重要なものは直ちに報告しなければならない。

３　業務執行理事は分担する拠点につき、特に辞令を用いることなく、経理規程第８条第１項に定める会計責任者及び同規程第71条第１項に定める契約担当者に任じられるものとし、同条第２項にいう委任の範囲は、前項の各表に定めるものであるものとする。

（契約担当者への委任）

第４条　理事長は、専決事項を下記の範囲内で、拠点区分【或いはサービス区分】ごとに辞令を用いて任命する契約担当者に委任することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前条第五号○、○及び○に関すること | 担当する拠点区分で、１回の契約額が○万円以下のもの | １か月ごとに報告  （注④） |
| 前条第六号に関すること | 担当する拠点区分で、取得時等の金額が○万円以下のもの | 直ちに報告 |
| 前条第七号に関すること | 担当する拠点区分で、取得時等の金額が○万円以下のもの | １か月ごとに報告 |

２　契約担当者は、専決事項について決裁したときは、前項の表に従って理事長に報告しなければならない。ただし重要なものは直ちに報告しなければならない。

（理事会への報告）

第５条　理事長及び業務執行理事は、専決事項の執行について、直近の理事会に報告しなければならない。ただし定款第17条第３項に定める期間を過ぎることはできない。

　　　附　則

　この規則は、令和　　年　　月　　日から施行する。

（注）①　法人で定めた事務決裁規則第２条において「いずれの場合においても理事長個人が特別の利害関係を有する時は、理事会において選任する他の理事が決裁する。」と規定している場合は、削除等の措置を講じてください（67頁を参照）。

　　　②　理事会の承認が必要な取引については、本章67頁及び第２章159頁を参照してください。

　　　③　金額や区分は例示です。法人の規模や事業種別等に応じて、適切に定めてください。

　　　④　報告の周期は例示です。法人の実情に応じて、適切に定めてください。